# 福島県入札及び契約の手続等に関する再苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めがあるもののほか、県の機関(知事部局、企業局、病院局、教育委員会及び公安委員会をいう。以下同じ。)が発注する建設工事等(建設工事、測量、工事の設計及び工事に関する調査という。以下同じ。)の入札及び契約の手続並びに工事成績評定に関する再苦情を適切に処理し、入札及び契約の透明性を図ることを目的とする。

## (対象工事等)

- 第2条 この要領の規定による入札及び契約に係る再苦情処理の対象工事等は、県の機関が発注した建設工事等のうち、条件付一般競争入札(福島県条件付一般競争入札実施要領(平成19年3月30日)又は測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日)により執行する入札)により行われたものとする。
- 2 工事成績評定に係る再苦情処理の対象工事は、福島県請負工事成績評定要綱(平成 20年3月18日)により評定が行われたものとする。

## (再苦情の申立てができる者)

第3条 福島県条件付一般競争入札実施要領第23条第3項、福島県総合評価方式試行 要領(平成19年3月30日)第14条第2項、測量等委託業務条件付一般競争入札 試行要領第22条第3項、福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領(平成21年 1月20日)第13条第2項又は福島県請負工事成績評定要綱第10条第1項による 回答を受けた者で、当該回答に不服がある者は、県の機関に対して再苦情の申立てを 行うことができる。

### (再苦情の申立ての方法)

第4条 再苦情の申立ては、前条に規定する回答を受けた日の翌日から起算して3日以内に、県の機関に対して、再苦情申立書(様式第1号)を提出して行わなければならない。

## (再苦情の審議の依頼)

第5条 県の機関は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに知事を経由して福島県 入札制度等監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

#### (再苦情に対する回答)

- 第6条 県の機関は、委員会から再苦情の審議の結果の報告があったときは、その日から7日以内を目途に、申立人に対し書面によりその結果を回答するものとする。この場合において、審議の結果が申立てを認めないものであるときは、その理由を示してその旨を、審議の結果が申立てを認めるものであるときは、その旨及びこれに伴い県の機関が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。
- 2 前項の県の機関が講じようとする措置は、同項の報告における委員会の意見を尊重 した内容としなければならない。

# (再苦情の申立ての却下)

第7条 県の機関は、申立人の資格要件の欠如、申立期間の徒過その他客観的かつ明白

に再苦情の申立ての適格を欠くと認めるときは、第4条の再苦情申立書を受付した日から7日以内にその申立てを却下することができる。

2 県の機関は、再苦情の申立てを却下したときは、申立人に対し書面によりその旨を 通知するとともに、直近の委員会において却下事案報告書(様式第2号)によりその 概要を報告するものとする。

(再苦情の申立てについての教示)

第8条 再苦情申立てができる旨の教示は、福島県条件付一般競争入札実施要領第23条第3項、福島県総合評価方式試行要領第14条第2項、測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領第22条第3項、福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領第13条第2項又は福島県請負工事成績評定要領第10条第1項の規定による県の機関からの回答書に記載して行うものとする。

## (再苦情の処理結果の公表)

第9条 県の機関は、再苦情の申立ての処理を行ったときは、再苦情申立書及び第6条 第1項の規定による回答に係る書面又は第7条第2項の規定による却下に係る通知を 速やかに公表するものとする。

## (入札及び契約の手続の執行)

第10条 入札及び契約に関する再苦情の申立ては、入札及び契約の事務の執行を妨げ ないものとする。

#### 附則

この要領は、平成16年3月5日から施行し、平成16年5月1日以降に起工した工事及び同日以降に行った工事成績評定に適用する。

### 附則

この要領は、平成19年1月17日から施行する。

## 附則

この要領は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に起工した工事及び同日以降 に行った工事成績評定に適用する。

# 附則

この要領は、平成19年5月1日から施行し、同日以降に起工した工事及び同日以降 に行った工事成績評定に適用する。

## 附則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に起工した工事及び同日以降 に行った工事成績評定に適用する。

## 附則

この要領は、平成21年1月20日から施行し、同日以降に起工した工事及び同日以降に行った工事成績評定に適用する。

#### 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に起工した工事及び同日以降に 行った工事成績評定に適用する。

年 月 日

# 再 苦 情 申 立 書

(各入札執行権者又は工事成績評定者)

再苦情申立者 住所

氏名

申立対象工事	
申 立 事 項	
申立ての根拠	

様式第2号

# 却下事案報告書

(福島県知事経由) 福島県入札制度等監視委員会 様

(各入札執行権者又は工事成績評定者)

印

再苦情対象工事	
再苦情の内容	
却下した理由	

※ 再苦情申立書(様式第1号)その他却下した理由がわかる書類を添付すること。